平成２２年（フ）第９８２号
千葉県野田市山崎948番地の68
債務者　上崎美佐子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５８号
石川県加賀市松が丘１丁目33番地32　プレジール米田202号室、従前の住所石川県加賀市湖城町３丁目252番地
債務者　樋爪　伸人
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１５９号
石川県加賀市小菅波町平63番地１　ハイライフ加賀202号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉桔梗丘３丁目106番地　小浜ビル202号室
債務者　斉藤　亜矢（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第５５５号
山梨県韮崎市穂坂町宮久保465番地１　県営韮崎穂坂団地１棟302号
債務者　小松　誠治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６４号
山梨県甲府市北新２―15―８クオーレ北新Ｂ―105、住民票上の住所山梨県甲府市国母２丁目９番26号
債務者　三森　俊輔
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６５号
山梨県甲府市上石田２丁目37番12号　宮本ビル303
債務者　朴　　賢淑
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
山梨県北杜市高根町下黒澤2300番地001―303
債務者　原藤　公明
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５７６号
山梨県中央市東花輪1943番地５
債務者　高橋　玲子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９０号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居943番地１　コーポ今村Ａ―105号
債務者　清水　敬一
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８１号
長野県松本市寿北８丁目22番Ｅ―303号　市営住宅
債務者　永井　理沙
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４８号
長野県茅野市豊平1956番地８　グリーンポートＭ４号
債務者　安川　佳成
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第５８８号
岐阜県各務原市蘇原吉野町３丁目87番地１　サニーウェルＤＥＮ205
債務者　武井　優也
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６１３号
岐阜県羽島郡笠松町無動寺６番地
債務者　谷口名津子（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６３０号
岐阜市上土居１丁目10番１―104号　コーポ和幸苑
債務者　中島　吉照
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６６６号
岐阜県瑞穂市生津外宮東町１丁目82番地１　パークハイツ愛成イースト302号
債務者　佐野　　豪
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７８号
岐阜県高山市奥飛騨温泉郷平湯763―１、住民票上の住所宮城県石巻市南中里１丁目９番23―305号
債務者　千葉真由美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係